

新潟市高齢者虐待防止連絡協議会設置要綱

新潟市高齢者虐待防止連絡協議会設置要綱（平成18年6月1日施行）の全部を改正する。

（設置）

第1条 本市の高齢者虐待の予防、早期発見及び適切な対応並びに再発防止に向けた取組みについて意見を聴取するとともに、関係機関との連携強化を図り、もって高齢者虐待防止の対応の円滑化を図ることを目的として、新潟市高齢者虐待防止連絡協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 協議会の所掌事務は次のとおりとする。

- （1） 高齢者虐待の予防、早期発見及び対応対策並びに再発防止に関すること。
- （2） 関係機関の連携強化に関すること。
- （3） その他高齢者虐待防止に関すること。

（委員構成）

第3条 協議会は、委員12人以内で組織し、次に掲げる者で構成する。なお、会長が必要と認める場合には、その他の者を加えることができるものとする。

- （1） 有識者
- （2） 医療関係者
- （3） 養介護事業関係者
- （4） 養介護施設関係者
- （5） 地域福祉関係者
- （6） 関係行政機関の職員

（任期）

第4条 委員の任期は、2年以内とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第5条 協議会に会長と副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、協議会を招集し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。

（守秘義務）

第6条 協議会の委員及び委員であったものは、協議会の会議等で知り得た個人の秘密を漏らしてはならない。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、福祉部高齢者支援課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会に必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。